

## 協働事業提案募集

市では、市民の皆さんと、協働によるまちづくりを進めています。

「協働事業提案制度」は、市民団体等から事業提案を募集し、市と協働で実施することで、行政や地域の課題の解決およびより良いまちづくりを推進することを目的とした制度です。

### ■募集区分

**自由提案型協働事業**(下記の事業分野から市との協働により解決したいと考える課題について、自由な発想で事業を提案してください)

- ①高齢者が安心して生活できる環境整備 ②世代間交流の促進・高齢者の生きがいと出番の確保
- ③地域資源を活かした魅力作り、情報発信、交流・定住人口の増加 ④働く場の確保、人口維持
- ⑤地域への愛着の増進、地域活動の活性化 ⑥子育て環境の向上、移住の増加
- ⑦父親の子育てへの参画や地域活動への参加 ⑧災害時の避難体制の確立、非常時に備えた対応
- ⑨多文化共生の推進 ⑩海外出身者の地域活動等への参加 ⑪その他

### ■事業要件

- (1)市民協働のまちづくり指針の方向性に沿った事業であること。
- (2)市内で実施される公益性のある事業で、地域の課題等の解決またはより良いまちづくりの実現につながるもの。
- (3)協働で実施することでより効果が期待できる事業で、提案者と市との役割分担が明確かつ妥当であること。
- (4)提案者が実施することが可能であると認められる事業であること。
- (5)単年度で実施される事業であること。ただし、継続事業として連続3回(3年間)まで、同一事業を提案することができる。

※上記にかかわらず、次の事業は対象となりません。  
①営利を目的とする事業、②特定の個人または団体のみが利益を受ける事業、③宗教および政治的活動を目的とする事業、④国、地方公共団体等から助成を受けている事業、⑤単に親睦や交流を目的とした事業、⑥その他協働事業に適さない事業

### ■応募資格

組織として実体を持ち市内に事務所を置く法人または市内に活動拠点を置く市民団体等であり、5人以上の構成員で組織している団体とします。複数の団体による共同提案も可能です。

### ■事業実施期間

令和4年度中に事業を実施してください。

### ■市の負担経費

市が負担する経費は、対象経費の合計額から協働事業の実施により得た収入を控除した額とし、50万円を限度とします。対象となる経費は、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料および賃借料、委託費、備品購入費、交通費となります。

### ■提案書提出までの流れ

#### ○事業説明会 【8月10日(火)19:00から 市役所2階会議室】

協働事業提案制度について説明会を開催します。

#### ○事前調整 【8月16日(月)～9月6日(月)】

提案書の提出には、事業担当課との事前調整を行う必要があります。事前調整は、協働事業概要書、市民団体等の概要書、その他事業のイメージがつかめる書類などを用意して、地域創生課へお申込みください。

#### ○提案書提出 【各団体の事前調整終了後から～9月21日(火)】

- ・協働事業提案書
- ・協働事業計画書
- ・協働事業収支予算書
- ・市民団体等の概要書
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・前年度の活動報告書、収支計算書（1年以上の活動実績がある団体）
- ・構成員名簿

### ■プレゼンテーションおよび事業採択

#### ○プレゼンテーション 10月16日(土)(協働事業内容について、公開の場で発表をして頂きます)

#### ○事業の選考および採択

協働事業計画書およびプレゼンテーションにより、事業を選定します。なお、事業の採択は令和4年度の予算が成立した後となります。

詳細については「常陸大宮市協働事業提案制度 令和3年度募集要領」をご覧ください。募集要領は市役所地域創生課または各支所で配付するほか、常陸大宮市ホームページからもダウンロードできます。

申込・問 本庁 地域創生課市民協働G ☎52-1111 内線125